

訪問介護（ホームヘルプサービス）事業の 事業費補助方式の取扱いについて

平成9年7月25日

厚生省 大臣官房障害保健福祉部障害福祉課長、
保健医療局エイズ疾病対策課長、老人保健福祉局老人福祉計画課長

標記については、要介護者の要望にあったきめ細かなサービスを効率的に提供する体制を整備するとともに、介護保険制度への移行を展望し、現行の「人件費補助方式」に加え、「事業費補助方式」を導入することとしているが、その取扱いについて別紙のと

おり「訪問介護（ホームヘルプサービス）事業費補助方式取扱要領」を定めたので、貴管下市町村に対して本補助方式の取扱いの徹底を図るとともに、本補助方式の円滑な実施について十分配慮願いたい。

（別紙）

ホームヘルプサービス事業費補助方式取扱要領

1 趣旨

要介護者の要望にあったきめ細かなサービスを効率的に提供する体制を整備するとともに、介護保険制度への移行を展望し、サービスの提供量に応じた補助方式への移行を図るものである。

なお、平成9年度については、従来の人件費補助方式と事業費補助方式を選択実施できるものとする。

2 補助方式選択方法

事業実施主体である市町村単位での選択とする。ただし、平成9年度については、経過的な措置として、次のとおり取り扱うことができるものとする。

事業費補助方式を少なくとも1か月以上実施しようとする場合には、現行補助方式から事業費補助方式への変更に限り、時期を問わず可能とする。

年度中に事業費補助方式を実施しようとする市町村において、事業費補助方式に変更するに当た

って特別に経費を要する場合には、在宅福祉サービス推進等事業の10/10の補助率の対象とするので、別途協議されたい。なお、事業内容については、5に定めるところによる。

事業費補助方式の実施時期及び在宅福祉サービス推進等事業の協議については、都道府県で取りまとめ、本年10月末までに本職あて別に定める様式により報告すること。

3 補助基準額の算定

- (1) 補助基準額の算定に当たっては、次により取り扱うものとする。
- (2) 活動単位等の考え方は、滞在型、巡回型それぞれ次のとおりとする。

滞在型

滞在型における1単位は、1時間程度とする。

なお、1時間を超えた場合、30分ごとに0.5単位を加算する。

滞在型	身体介護中心業務	2,860円×延べ活動単位数 (早朝夜間等通常の勤務時間以外の場合の基準額は、3,570円)
	家事援助中心業務	2,100円×延べ活動単位数 (早朝夜間等通常の勤務時間以外の場合の基準額は、2,620円)
巡回型	昼間帯	1,430円×延べ派遣回数
	早朝・夜間帯	1,790円×延べ派遣回数
	深夜帯	2,860円×延べ派遣回数

② 巡回型

巡回型における1回は、30分程度とする。ただし、深夜帯については、20分程度とする。

(3) 移動時間の取扱いは、滞在型、巡回型それぞれ次のとおりとする。

① 滞在型

訪問先から次の派遣先までの移動時間が30分を超える場合には、1派遣につき1時間を上限に移動時間を補助対象とする。

30分未満	補助対象外
30分以上1時間未満	0.5単位
1時間以上	1単位

なお、その場合、家事援助中心業務の2,100円の単位を適用する。

② 巡回型

巡回型については、本来派遣活動に移動が伴う形態であること、短時間の派遣を効率的に実施するためには近距離での派遣活動が想定されることから、移動時間については、補助対象外とする。

4 派遣の考え方

(1) 派遣については、従来から市町村において利用者の心身の状況・世帯の状況等を十分考慮して、事前にサービスの内容と所要時間及び派遣日程を定めた個別援助計画を作成することとされていること。

(2) 事業費補助方式への変更にあたっては、個別援助計画に基づき派遣決定することとし、その場合、当該個別援助計画で定めた内容と所要時間により

個別利用者ごとに必要な活動単位を定めることとする。

(3) 複数人派遣の取扱い

補助単位の判断基準は、本来サービス利用者側からみた活動時間であり、派遣された人数の如何に関わるものではないが、利用者の状況、サービスの内容等から次の例示のように複数人派遣する必要がある場合に限り、例外的に補助対象として取り扱うことができるものとする。

なお、複数人派遣の有無については、貴職においてあらかじめ市町村から報告を求めるなど十分に調整の上、決定するものとする。

(例示)

- 全介助の全身入浴において、褥瘡部の保護等の特別な配慮を要する場合。
- 痴呆による入浴拒否がある場合等、介護負担が大きく専門的援助技術を要する場合。
- 利用者の体重等身体的特徴で入浴介助や1人での派遣が困難な場合。
- エレベーターのない2階建て以上の建物に居住している場合の外出介助等の場合。

5 在宅福祉サービス推進等事業の取扱い

在宅福祉サービス推進等事業のうち、10/10の補助率の対象となる事業は、平成9年度にホームヘルプサービスの補助方式を事業費補助方式に変更する市町村の事業のうち、次の事業とする。

- 業務の効率化・適正化を図るための事業。
 - 事業費補助方式への準備切替えに必要な事業。
- (例示) 次のような効率的で適正なサービス提供

に寄与するような事業等。

- a 個別援助計画を作成していない市町村が個別援助計画を作成する事業。
- b 不十分な個別援助計画であるために計画を見直す事業。

6 派遣時間の集計方法

- (1) 国庫補助基準額の算定に当たっては、別に定めるところにより各都道府県から報告を求めるので、各都道府県においては、各市町村からの報告に基づき、滞在型（身体介護、家事援助）について延べ活動単位数及び移動時間、巡回型について延べ派遣回数を集計することとされたい。
- (2) 各都道府県においては、別添資料を踏まえ、各都道府県の実態に即し統一的に集計できるよう、貴管下市町村を指導されたい。